

(案)

番号
年月日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設 の変更）について（答申）

平成14年8月5日付け平成14・06・21原第1号（をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。